

岩手県告示第189号

令和元年7月8日付け官報第45号登載保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第510号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和元年8月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 遠野市小友町43地割277の1、277の2、277の4
- (2) 所在が不明である通知の相手方 菊池アキ、菊池達郎、菊池徳次郎、和山茂男

2 通知の内容を掲示した場所 遠野市役所